毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示　保安林指定の解除予定
保険医療機関の指定
木炭加工施設設置事業補助金交付要綱の一部改正
米穀小売販売業者の臨時登録
建設省所管国有財産の公用廃止
未墾地の買収予定
漁船損害補償法第百十二条二第二項の規定による届出
ひな白痢並びに肝てつ検査及び駆除の実施
◇教委告示　臨時教育委員会の招集
◇電気規程　鳥取県電気局組織規程の一部改正
企業職員の職務の等級に分類される職に関する規則の一部改正

告示

鳥取県告示第七百十一号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十六年十二月十五日

鳥取県知事　石破二朗

一　岩美郡福部村大字湯山字高浜二、一六四（次の図に示す部分に限る。）所在の保安林

指定の目的　飛砂の防備

解除の理由　指定理由の消滅

申請者住所氏名　福部村長

二　東伯郡北条町大字国坂字小野尻一、六二一（次の図に示す部分に限る。）所在の保安林

指定の目的　飛砂の防備

解除の理由　上水道補助水源地敷地

申請者住所氏名　北条町長

鳥取県告示第七百十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十六年十二月十五日

鳥取県知事　石破　二朗

保険医療機関又は保険薬局

名称	所在地	開設者氏名	診療科名	指定年月日	採用点数表
田中医院	倉吉市上井町二丁目	田中　景彰	耳鼻咽喉科、眼科	昭和三十六、十一、一	乙表ノ二
山田医院	鳥取市伏野一、七〇九番	山田　知栄	内科、小児科	〃　十一、十一	〃
岡空診療所	米子市糀町一丁目	富田　幸美	〃	〃　二十一	〃
松本歯科医院湖山出張所	鳥取市湖山町	松本　治男	歯科	〃　十五	—
朝倉歯科医院	米子市角盤町一丁目	朝倉　重美	〃	〃　十	—
堀江歯科医院	〃　富士見町二丁目	堀江　章	〃	〃　三	—

鳥取県告示第七百十三号

鳥取県木炭加工施設設置事業補助金交付要綱（昭和三十六年八月鳥取県告示第四百七十九号）の一部を次のように改正し、昭和三十六年度分の補助金から適用する。

昭和三十六年十二月十五日

鳥取県知事　石破　二朗

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条　この要綱において「木炭加工施設の設置事業」とは、前条各号に掲げる組合が、三年以上の使用に耐える動力機械による切炭機で木炭生産者が共同利用できる施設を設置する事業をいう。

第三条を次のように改める。

（補助金の額）

第三条　この要綱による補助金の額は、次の各号のとおりとする。

一　第一条に掲げる組合のうち木炭生産量が年間二〇〇屯以上ある組合が木炭加工施設の設置事業を行なう場合は、これに要する経費の三分の二以内の額とする。

二　第一条に掲げる組合のうち前号に規定する組合以外の組合が木炭加工施設の設置事業を行なう場合は、これに要する経費の三分の一以内の額とする。

鳥取県告示第七百十四号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十二条の二第一項により、十二月十一日次のとおり米穀小売販売業者丙の業者登録をした。

昭和三十六年十二月十五日

鳥取県知事　石破　二朗

登録番号	氏名	住所	営業所の所在地
一九	寺本　しげよ	境港市大正町六八番地	住所に同じ

鳥取県告示第七百十五号

次の土地は、昭和三十六年十二月十二日から公用を廃止した。

昭和三十六年十二月十五日

鳥取県知事　石破　二朗

場所	地目又は品目	面積又は数量（坪）
米子市中島字高砂三三二番の二地先	農道敷	四、八四

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第七百十六号

次の土地は、国が買収する予定であるから、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十八条第一項の規定により告示する。

昭和三十六年十二月十五日

鳥取県知事　石破　二朗

若桜地区

一　土地の所在

所在地	地目 台帳	地目 現況	面積 台帳	面積 買収	所有者の住所氏名
八頭郡若桜町大字諸鹿字カ子ケ森九〇五の一	原野	原野	二、二〇〇反	〇、〇二四反	八頭郡若桜町大字赤松九九一　藤原一郎

〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	九〇五の二	〃	二、二〇〇	〇、〇二二	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	九〇五の一〇	〃	一〇、〇〇〇	〇、二二八	〃
〃	〃	〃	〃	〃	諸鹿財産区代表者　大字諸鹿六三八　谷口石二
〃	九〇五の一二	〃	二、二二五	〇、〇二九	〃
〃	〃	〃	〃	〃	大字赤松九九一　藤原暢夫
〃	九〇五の一四	〃	二九、六二六	〇、二二六	〃
〃	〃	〃	〃	〃	大字諸鹿一四六　垣谷信之
〃	九〇五の一五	〃	三、〇〇〇	〇、一二二	〃
〃	〃	〃	〃	〃	五八五　垣谷徳治
〃	九〇五の一八	〃	一、一〇〇	〇、〇〇一	〃
〃	〃	〃	〃	〃	一四一　垣谷岩太郎
〃	〃	〃	〃	〃	五二三　田中利行
〃	九〇五の一九	〃	一、一〇〇	〇、〇〇三	〃
〃	〃	〃	〃	〃	一四一　垣谷岩太郎
〃	〃	〃	〃	〃	五二三　田中利行
〃	九〇五の二〇	〃	一、六〇〇	〇、〇〇八	〃
〃	〃	〃	〃	〃	五八五　垣谷徳治
〃	〃	〃	〃	〃	五二〇　山根辰造
〃	九〇五の二一	〃	一、四〇〇	〇、〇二七	〃
〃	〃	〃	〃	〃	五二〇　山根辰造
〃	〃	〃	〃	〃	五八五　垣谷徳治

〃	〃	〃	〃	〃	九〇五の二四
〃	〃	〃	〃	〃	九〇五の二五
〃	〃	〃	〃	〃	九〇五の二六
〃	〃	〃	〃	〃	九〇五の二九
〃	〃	〃	〃	〃	九〇五の三〇
〃	〃	〃	〃	〃	九〇五の三一
〃	〃	〃	〃	〃	九〇五の三四
〃	〃	〃	〃	〃	九〇五の三五
〃	〃	〃	〃	〃	九〇五の三七
〃	〃	〃	〃	〃	九〇五の三九
〃	〃	〃	〃	〃	九〇五の四〇

〃	二、六〇〇	〇、〇〇四	〃
〃	二、二〇〇	〇、一〇一	〃
〃	二、六〇〇	〇、〇〇九	〃
〃	〇、五〇〇	〇、〇二五	〃
〃	一、〇〇〇	〇、二二四	〃
〃	五、〇〇〇	〇、四〇三	〃
〃	二、二〇〇	〇、二二三	〃
〃	二、二〇〇	〇、二二六	〃
〃	二、〇〇〇	〇、二〇一	〃
〃	一、一〇〇	〇、二〇二	〃
〃	〇、五〇〇	〇、二二三	〃

〃	一四六 信之
〃	大字赤松六三六 銀杏 光吉
〃	〃
〃	〃
〃	大字諸鹿一四六 垣谷 信之
〃	大字若桜一、二一八の四 岩本 敏光
〃	〃
〃	〃
〃	大字諸鹿六三五 森下 峰造
〃	〃
〃	一四六 垣谷 信之
〃	大字来見野五六九 長尾 義男

〃	〃	〃	〃	〃	九〇五の四一
〃	〃	〃	〃	〃	九〇五の四二
〃	〃	〃	〃	〃	九〇五の四三
〃	〃	〃	〃	〃	九〇五の四四
〃	〃	〃	〃	〃	九〇五の四五
〃	〃	〃	〃	〃	九〇五の四六
〃	〃	〃	〃	〃	九〇五の四七
〃	〃	〃	〃	〃	九〇六の一
〃	〃	〃	〃	〃	九〇六の六
〃	〃	〃	〃	〃	九〇六の九
〃	〃	〃	〃	〃	九〇六の一〇

〃	一、〇〇〇	〇、二二二	〃
〃	一、二〇〇	〇、二二二	〃
〃	一、一〇〇	〇、二二〇	〃
〃	一、五〇〇	〇、〇〇六	〃
〃	一、五〇〇	〇、二二五	〃
〃	一、〇〇〇	〇、〇二〇	〃
〃	一、〇〇〇	〇、〇〇六	〃
〃	一、五〇〇	〇、四〇五	〃
〃	二、五〇〇	〇、二二一	〃
〃	二、〇〇〇	〇、二二〇	〃
〃	一、五〇〇	〇、一〇〇	〃

〃	〃
大字諸鹿一一四 谷口 金城	
大字若桜一、二一八の四 岩本 敏光	
大字諸鹿五二七 西浦 牧蔵	
〃	六三三 中尾 清治
〃	一一四 谷口 金城
大字来見野五七二 上川 豊己	
大字諸鹿一四六 垣谷 信之	
〃	五二〇 山根 辰造
〃	一一二 清水 輝次
〃	四五六 垣谷 喜代治

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	九〇六の一二	〃	一、六〇七	〇、一〇六	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	五八五 垣谷 徳治
〃	〃	九〇六の一三	〃	〇、六〇〇	〇、〇三五	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	大字赤松一、〇三〇 中島 敦弘
〃	〃	九〇六の一四	〃	二、〇〇〇	〇、六〇三	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	六六八 銀杏 敏行
〃	〃	九〇六の一五	〃	三、〇〇〇	〇、三五八	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	九〇六の二八	〃	二、五〇〇	〇、〇一三	東京都練馬区豊玉中町二丁目一五 中尾 圭太
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	字金山八二一次二	〃	畑	二、三一三	〇、三三七 八頭郡若桜町大字諸鹿一四一 垣谷岩太郎
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	八二一の三	〃	山林	一、〇三〇	〇、〇三三
〃	〃	〃	〃	〃	〃	五八五 垣谷 徳治
〃	〃	八二一の一	〃	〃	〇、一〇〇	〇、〇一四
〃	〃	〃	〃	〃	〃	一四一 垣谷岩太郎
〃	〃	八二二の五	〃	〃	〇、一五五	〇、〇二二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	八二二次二	〃	〃	〇、四一〇	〇、〇一〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	大字赤松一、〇一六 藤原 照俊
〃	〃	八三〇の二	〃	〃	〇、四〇九	〇、〇一五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	大字来見野五七二 上川 豊己

〃	〃	字ヒキリ杉八五二の九	〃	〃	〇、〇一五	〇、〇一三
〃	〃	〃	〃	〃	〃	大字若桜一、二一八の四 岩本 敏光
〃	〃	八五二の一〇	〃	〃	〇、〇一五	〇、〇一四
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

二　土地利用予定の概要

農地とすべき土地		附帯地	道路敷	計	入植予定戸数	増反予定戸数
—	—	—	七、四二九反	七、四二九反	—	—

鳥取県告示第七百十七号

漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により告示する。

昭和三十六年十二月十五日

鳥取県知事　石破　二朗

外江加入区

鳥取県告示第七百十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢並びに肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、鶏並びに牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十六年十二月十五日

鳥取県知事　石破　二朗

一　実施の目的　ひな白痢並びに肝てつ予防のため

二　実施の区域及び場所　別表のとおり

三　実施の対象となる家畜の種類及び範囲
ひな白痢検査
鶏。種鶏及び同一構内で飼育する鶏。
肝てつ検査及び駆除
牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。
四　実施の期日　別表のとおり
五　注射、検査及び駆除の方法
ひな白痢検査　ひな白痢急速診断法
肝てつ検査　皮内注射反応及び虫卵検査法
肝てつ駆除　ヘキサクロロエタン製剤、ビチノール製剤投与

別表

(一)　ひな白痢検査

実施期日	実施区域	実施場所
十二月十九日	八頭郡河原町西郷区	窪田種鶏場
〃	〃　郡家町下私都区	森岡〃
〃　二十日	〃　用瀬町社区	加賀田〃
〃	〃　智頭町智頭区	平尾〃
〃　二十一日	〃　河原町河原区	小林〃
〃	〃　散岐区	前田〃
〃　二十二日	〃	小林〃
〃　二十三日	〃	小林〃
〃　二十五日	〃　郡家町中私都区	山崎〃
〃　二十六日	〃　河原町国英区	佐藤〃
〃　二十六日	〃	寺本〃
〃　二十七日	〃　西郷区	漆原〃
〃	〃　佐治村	沢田〃
〃　十九日	気高郡青谷町北河原	田中〃

(二)　肝てつ検査並びに駆除

実施期日	実施区域	実施場所
十二月二十日	八頭郡智頭町那岐区	那岐検診場
〃　二十一日	〃	〃
〃　二十二日	〃　土師区	土師〃
〃　二十三日	〃	〃
〃　二十五日	〃　河原町散岐区	散岐〃

〃　二十六日	〃	八上区　八上〃

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四十三号

次のとおり臨時教育委員会を招集する。

昭和三十六年十二月十五日

鳥取県教育委員会委員長　石谷貞彦

一　日時　昭和三十六年十二月十八日　午後一時
二　場所　鳥取市教育委員会　会議室
三　議題　1　昭和三十七年度高等学校入学選抜学力検査実施要項について
　　2　その他

電気局規程

鳥取県電気局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

昭和三十六年十二月十五日

鳥取県知事　石破二朗

鳥取県営電気事業管理規程第五号

鳥取県電気局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県電気局組織規程（昭和三十二年七月鳥取県営電気事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「（鳥取県営幡郷発電所を除く。）」を削る。

附　則

この規程は、昭和三十七年一月一日から施行する。

企業職員の職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年十二月十五日

鳥取県知事　石破二朗

鳥取県営電気事業管理規程第六号

企業職員の職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則

企業職員の職務の等級に分類される職に関する規則

（昭和三十六年六月鳥取県営電気事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表中「（幡郷を除く。）」を削る。

附　則

この規程は、昭和三十七年一月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可　発行日　火、金

発行者　鳥取県鳥取市東町一丁目　鳥取県

印刷所　鳥取県鳥取市栗谷町　鳥取県印刷所

（定価　一部　月極　一二〇円（配送料共））